

龍谷大学校友会

士業・専門職グループ支部（龍志会）会則

第1章 名称及び所在地

（名称）

第1条 本会は、龍谷大学校友会「士業・専門職グループ支部（龍志会）」と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、本会の会務を円滑にするために、事務局長の所在地とする。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、横断的な絆づくりとして、いわゆる「専門職」と言われる専門的知識・能力により役務提供することを業とされる校友のための交流の「場」をつくる。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- （1）会員の自己研さんの為の研修
- （2）各自の専門能力を生かした校友等への相談窓口
- （3）校友・現役学生への業務内容・資格取得等についての説明会
- （4）災害被災地の校友等への相談対応
- （5）他の職域支部との交流・研修・共同活動
- （6）校友会本部及び龍谷大学が行う事業への協力
- （7）総会、親睦会、研修会、講演会等の開催
- （8）士業支部の設立を推進する場の提供
- （9）各士業間の連絡機能を有し、既設の士業支部との連携を図る
- （10）その他必要な事業

第3章 会 員

（会員）

第5条 本会の会員は、龍谷大学校友会会員であること。

「専門職」の範囲は、設立時は以下の13業種とするが、今後は事務細則に定める。

- 1 3 業種：技術士・行政書士・建築士・司法書士・社会保険労務士・
測量士・宅地建物取引士・中小企業診断士・土地家屋調査士
ファイナンシャルプランニング技能士・不動産鑑定士
弁理士・マンション管理士

第4章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、その任期は2年とする。なお、役員は次期役員改選まで

その任に当たるものとし、再任を妨げない。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 3名以内 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計理事 | 1名 |
| (5) 理事 | 原則、各士業から1名 |
| (6) 監事 | 2名以内 |

(役員を選出)

第7条 役員は、総会において会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員は、次の仕事を行う。

- (1) 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副支部長、事務局長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 支部長、副支部長、事務局長、会計理事は会務についての議案を審議する。
- (4) 会計監事は、本会の会計監査及び業務監査を行い、また、必要に応じて会務を監査することができる。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

第5章 会 議

(総会)

第10条 本会は年一回定時総会を開き、又、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(総会の招集)

第11条 総会は支部長が招集する。

(役員会)

第12条 役員会は本会の役員からなり、支部長が必要に応じて開く。

(決議)

第13条 総会及び役員会の決議は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第6章 会 費

(会費の徴収)

第14条 会費については、事務細則に定める。

(住所の通知)

第15条 会員は住所、その他異動を生じた場合、その都度、本会に通知することとする。

(事務細則)

第16条 本会の事務細則は、役員会においてこれを定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

この会則は、平成29年12月13日から施行する。